

三浦市教育大綱

I 基本理念

「三浦らしい教育」の実現

三浦らしい教育とは、三浦の良さである、地域力を生かした教育です。都会とは違い、三浦には昔ながらの、地域で子どもを育てる力が残っています。地域の教育力を生かし、「学校・家庭・地域の協働により、心豊かで、たくましいみうらっ子の育成」を目指す取り組みです。

大きな特色としては、『みうら学』を学ぶことを推進します。
『みうら学』とは、「海洋教育発祥の地」としての伝統ある海洋教育はもとより、恵み豊かな大地に根ざした「農」、自然や歴史など数多くある三浦のすばらしさについて学ぶものです。

II 基本目標 ～三浦らしい教育の実現のために～

1 みうらっ子を育む教育力の向上

2 義務教育環境の充実

3 みうらっ子を地域で育む風土づくり

4 生涯学習の推進

5 スポーツ・レクリエーション活動の促進

6 歴史文化の伝承と活用

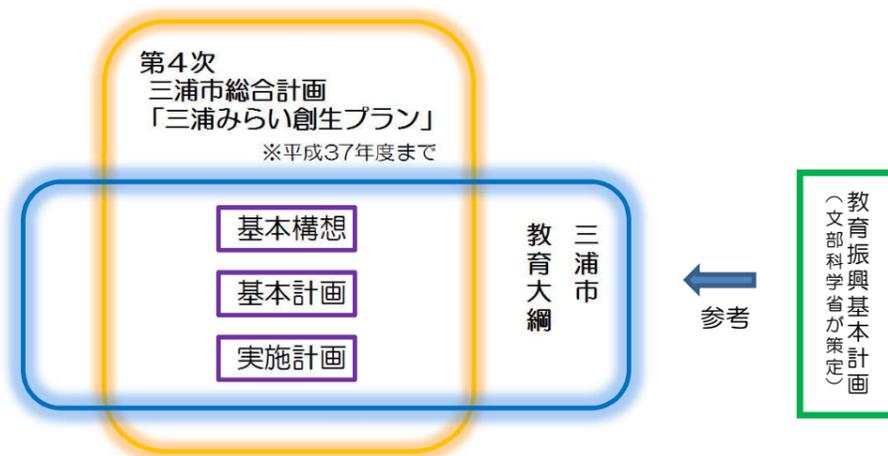
7 市民文化の活動の基盤づくり

III 大綱の期間

平成29年4月 ～ 平成38年3月

※大綱の期間は、第4次三浦市総合計画「三浦みらい創生プラン」（平成29年度～平成37年度）の期間と対応します。

IV 大綱の位置付け



大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画を参考にするとともに第4次三浦市総合計画に即する形で策定しています。

V 基本目標の具体的な施策

1 みうらっ子を育む教育力の向上

- 郷土三浦を愛する心を育むため、海洋教育の推進等地域と連携した教育を進めます。
- 地域に開かれた学校づくりをめざし、地域への情報発信の充実に努め、地域の教育力を生かして、総合的な学習の時間や朝の読み聞かせ等における外部指導者の協力を推進します。
- 児童・生徒が心身ともに健やかに学べる環境を充実し、長期に休むことなく楽しく学んでいる児童・生徒を増やします。
- 児童・生徒にとってわかりやすく、興味を高める特色のある学習環境を充実し、授業に対する満足度を向上させます。
- 学習のための教具教材、情報環境を整備し、その充足度を向上させます。
- 障害のある児童・生徒も等しく学べる、障害に応じた教育指導体制を充実し、その充足度を向上させます。
- 高いレベルの研究成果が出せるよう、教職員・教育委員会の指導力、情報発信力の強化に取り組みます。
- 児童・生徒の健全な発達に寄与する学校給食を充実し、地産地消による食育を推進します。

2 義務教育環境の充実

- 学校施設の環境を整備し、児童・生徒及び保護者の安心感を高めます。
- 小中学校の適正な規模及び配置を検討し、教育環境の充実を図ります。

3 みうらっ子を地域で育む風土づくり

- 青少年の健全育成をめざした地域活動・イベント等の参加機会を拡充し、三浦市に愛着と誇りを感じる青少年を増やします。
- 地域における子どもたちの見守り環境を整備し、児童・生徒が災害や犯罪に巻き込まれない安全な環境を、関係団体との連携等により維持するとともに、問題行動のある子どもを減らします。
- 家庭環境・家計状況等にかかわらず児童・生徒が等しく教育を受けるための官民協働による支援のしくみを充実させます。

4 生涯学習の推進

- 社会教育に携わる人材や団体を支援し、多くの市民が生きがいを実感できるような生涯学習活動・イベント等を活発に開催します。
- 市民の生涯学習ニーズに対応し多くの市民に利用してもらえるよう図書館や視聴覚ライブラリー等の適切な運営に努めます。

5 スポーツ・レクリエーション活動の促進

- 快適で便利なスポーツ施設等を提供することによりスポーツ活動に参加する市民を拡大します。
- スポーツ大会やレクリエーションなどのイベントの開催支援の取り組みを充実することにより、スポーツやレクリエーションを楽しむ市民を拡大します。

6 歴史文化の伝承と活用

- 三浦市の固有の文化財を大切に活動を進めるとともに、多くの人に伝えるための情報を発信し、歴史文化を伝承する市民及び文化財等に親しむ人を拡大します。

7 市民文化の活動の基盤づくり

- 居住地区を問わない全市民参加型イベントの開催を支援し、文化活動に参加する市民を拡大します。
- 市民交流拠点の整備など市民の文化活動が活発に行える場を充実し、文化活動に参加する市民を拡大します。
- 三浦市を誇りに思う市民と他都市との交流活動を促進し、文化・交流活動に参加する市民を拡大します。